

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第324会計隊長 菅原 健太

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LWD10402860		6MM01A10225 0001					
品名 または 件名							
東千歳（Ｒ８）空気調和機器保守点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
その他							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
東千歳駐屯地			管理科 東海林技官（４７６０）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和9年1月29日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊東千歳駐屯地 第324会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年9月25日（金）9時00分 第324会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 令和8年度有効の全省庁統一資格において「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者である事。（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）
 - ウ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
 - エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- (2) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 入札の無効
- ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札金額、入札者の氏名判別し難い入札
 - エ 電報・FAXによる入札
 - オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
 - カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - キ 次の文面を記載していない入札書による入札。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））」は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約

心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

(4) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により決定する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 契約条項

本契約は「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

(7) 契約書の作成

契約書は作成する。但し、落札金額が100万円未満の場合は契約書を作成しない。

(8) その他

ア 再度入札の必要が生じた場合

直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合別示とする。

イ 郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和8年9月24日（木）17時までに第324会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

ウ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札に関する事項の問い合わせ先

〒066-8577

北海道千歳市祝梅1016

陸上自衛隊 東千歳駐屯地 第324会計隊 契約班（担当：桶屋）

TEL0123-23-5131（内3441） FAX0123-23-3642（直通）

カ 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊東千歳駐屯地（担当：東海林）

TEL0123-23-5131（内4760）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

（ア）東千歳、札幌、島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所

（イ）北部方面会計隊ホームページ

イ 掲示期間

令和8年9月8日（火）～ 令和8年9月25日（金）

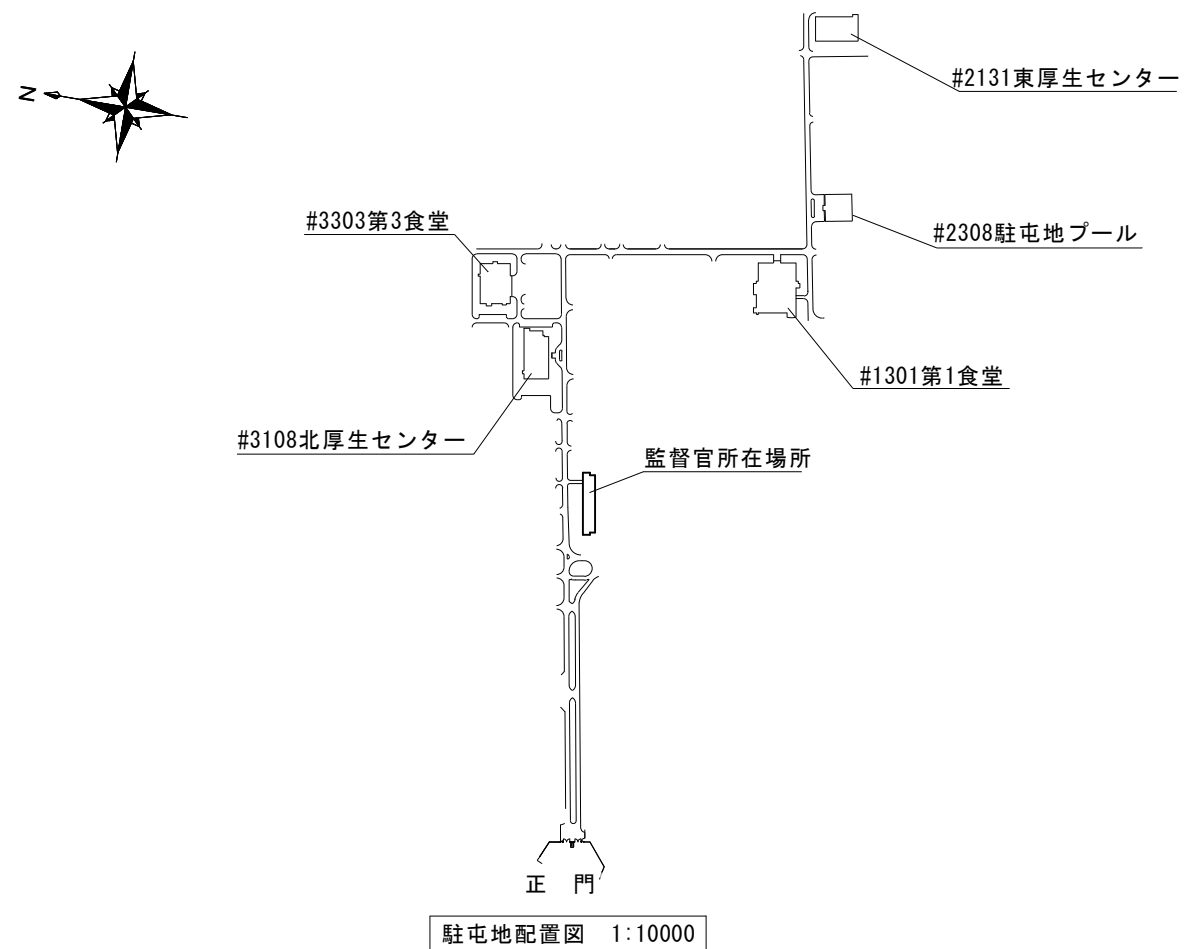
特記仕様書

- 1 役 務 名 : 東千歳(R8)空気調和機器保守点検役務
2 役務場所 : 千歳市祝梅1016 陸上自衛隊東千歳駐屯地
3 役務概要 : 空気調和機器(14基)の保守点検(調整・清掃等)及び一部機器の
エアーフィルター・Vベルトの交換を実施する。

一般共通事項

項目		内容									
1	総則適用	本仕様書は、「東千歳 (R8) 空気調和機器保守点検役務」に必要な事項を規定する。									
2		(1) 特記のない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」最新及びその他関係法令に基づき実施する。									
		(2) 本仕様書に明記のないとき、または疑いを生じたときは監督官と協議する。									
		(3) 現場の納まり次第により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と調整しその指示により実施する。ただし、請負金額及び納期については変更しない。									
3	使用資材現場管理	本役務に伴い必要となる器材・工具等は、すべて受注者の負担により準備する。									
4		(1) 許可された場所以外への立ち入りは厳禁とする。									
		(2) 監督官の必要性により指示があった場合は、これに従う。									
		(3) 役務現場は常に諸材料その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。									
	提出書類	(4) 出入口及び危険性のある場所には、危険表示等の処置を行う。									
		(5) 役務現場の管理は関連法令等を遵守し、事故防止に十分注意するとともに、受注者は事故に関する責任を一切負う。									
		(6) 本役中による施設の破損は、受注者の責任において復旧する。									
		(7) 本役務終了後に生じた故障・機能不良の修復については、その原因が受注者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は、完成検査終了後 1 年間に限り受注者が修復する義務を負うものとする。									
5		(1) 着工に先立ち工程表を作成し、監督官の承認を受ける。									
		(2) 申請書類及び役務書類は、監督官の指示に従い遅滞なく提出する。									
		<table><tr><th>書類名</th><th>部数</th><th>提出時期</th></tr><tr><td>1 現場代理人等通知書</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">契約後、速やかに</td></tr><tr><td>2 月間工程表</td></tr><tr><td>3 その他、指示した書類</td><td>必要数</td><td>その都度、速やかに</td></tr></table>	書類名	部数	提出時期	1 現場代理人等通知書	1	契約後、速やかに	2 月間工程表	3 その他、指示した書類	必要数
書類名	部数	提出時期									
1 現場代理人等通知書	1	契約後、速やかに									
2 月間工程表											
3 その他、指示した書類	必要数	その都度、速やかに									
	(3) 役務写真については次のとおり監督官の指示に従い撮影し、A4-S版に整理し提出する。										
	<table><tr><th>分類</th><th>規格</th><th>撮影箇所</th><th>焼付部数</th></tr><tr><td>着工前</td><td rowspan="3">L判程度とする</td><td rowspan="3">監督官の指示による</td><td rowspan="3">1 部</td></tr><tr><td>役務中</td></tr><tr><td>完成時</td></tr></table>	分類	規格	撮影箇所	焼付部数	着工前	L判程度とする	監督官の指示による	1 部	役務中	完成時
分類	規格	撮影箇所	焼付部数								
着工前	L判程度とする	監督官の指示による	1 部								
役務中											
完成時											
	注：デジタルカメラを使用して撮影する場合は、300万画素以上のもので撮影する。										
6	後片付け	役務完了に際しては施工現場の後片付け、清掃を行う。									
7	完成検査	仕様書に基づき、検査官が指定した日時に行う。この際受注者及び監督官は、検査に立ち会うものとする。									
		特記事項									
		内容									
1	点検実施要領	動力盤点検清掃（絶縁抵抗、電磁開閉器、電磁接触器） モーター及び軸受点検清掃（グリースアップ）・Vベルト調整点検 ダンパー調節清掃（外気取入口ダンパー含む）・三方弁点検清掃 熱交換パネル点検清掃・フィルター清掃点検・温水コイル点検									
2	点検・交換資材	(1) #1301第1食厨房 全熱交換型空調機 ア 昭和アルミニウムK.K VUK-4180K-VC (18.5Kw) × 1（点検） VベルトB-94×3本、VベルトA-94×3本（交換） イ 昭和アルミニウムK.K VUK-6160K-VC (30Kw) × 1（点検） Vベルト B-95×10本（交換）									

- (2) #2131東厚生センター 全熱交換型空調機
ア 昭和アルミニウムK.K VUK-933A-HC(5.5*3.7Kw)×1(点検)
イ 昭和アルミニウムK.K VUK-1134K-HC(5.5Kw)×1(点検)
- (3) #2308駐屯地温水プール 全熱交換型空調機
ア 日立冷熱 AH-18DEK(7.5Kw)(点検)
中性能エアフィルター 日本無機KK相当品 BLT-56-90S(610×305×290)×3(交換)
中性能エアフィルター 日本無機KK相当品 BLT-56-90S(610×610×290)×2(交換)
- (4) #3108北厚生センター 全熱交換型空調機
ア 昭和アルミニウムK.K VUK-1360A-HC(7.5*5.5Kw)×1(点検)
イ 昭和アルミニウムK.K VUK-1120A-HC(5.5Kw)×1(点検)
- (5) #3303第3食堂 全熱交換型空調機
ア 新晃工業 DH-75(37*45Kw)×1(点検)
VベルトC-121×6本、VベルトC-126×6本(交換)
イ 新晃工業 DH-32(18.5Kw)×1(点検)
Vベルト B-79×5本、Vベルト B-76×5本(交換)



役務名	東千歳(R8) 空気調和機器保守点検役務				図面番号	1/1
種別	特記仕様書・配置図				縮尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	ボイラー係長	施設管理係	設 計
陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊				令和8年8月31日		

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ （1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

価 格 調 査 依 頼 書

令和8年9月8日

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第324会計隊長 菅原 健太
TEL(0123)23-5131 内線3441
FAX (0123) 23-3642
担当 桶屋

件名：東千歳（R 8）空気調和機器保守点検役務

No.	品 名	規 格	数量	単位	金 額
1	東千歳（R 8） 空気調和機器保守点検役務	仕様書のとおり	1	ST	
		以下余白			

価格調査依頼に御協力頂けますようお願いします。

※ 本見積は消費税抜きの価格を記載して下さい。内訳書の添付もお願いします

※ 提出期限：令和8年9月17日（木）1700まで（会計隊へFAXでの回答）お願いします。

業 者 名

印